



かどうかをお伺いしているものであります。

○一萬田國務大臣 私は、日本が直接これから融資を受けるとも考えておりません。主として東南アジアの未開発、こういう方面に融資をすることに、よって日本の経済が進展をしていく、こういうふうな考えていいと思ひます。むしろ日本としても、融資を受けたいというのじゃありませんが、今言つた資力関係その他から見ても、日本としては、むしろ東南アジアの開発ということにやはり重点を指向する、かように考えているわけであり

ます。

○平岡委員 そうしますと、国内開発と言はんよりは、むしろ東南アジアの開発におきまして日本にとつてこの公社の利用度があるという点が、むしろ大蔵大臣としては期待できる、かようにお考えなのであります。

○一萬田國務大臣 私としては、直接と申すよりも、むしろ間接の効果が日本の経済にある、かように考えております。

○平岡委員 そこで伺ひたいしますのが、蔵相は過般東南アジア諸国を回られてきたわけですが、私はアジア諸国自身が、二つの課題を持つてゐると思ひます。それは、今政治的な機構といふまじやうか、防衛的な機構といふまじやうか、SEATOの機構がございます。他にアジア・アフリカ会議、これがございます。私どもは、このSEATOにアジア・アフリカ諸国が大きな期待を持つてゐるか、それともアジア・アフリカ会議の精神を強く支持しているか、この実際の動向を判断することが必要であります。日本が東南

アジアにおける経済指導とか、いろいろなインシナチブをとうとうとしても、この判断が間違つておれば、有効適切に所期の目的は達せられぬと思ひのであります。まず大蔵大臣のSEATOとアジア・アフリカ会議に対する詳細につき、お考えをお述べいただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 私はいづれをいづれというわけではありませんが、アジア諸国の国々が親密関係を結びまして、経済的には協力態勢にある、あるいは協力態勢を強化していくということが望ましい、かように考えます。

○平岡委員 私の質問が少し足らなかつたと思うので申し添えますが、大蔵大臣も御存じの通り、アジア・アフリカ会議は反植民地主義の精神をもつて置かれております。SEATOの方は、反共主義をもつて置かれております。そこでアジア・アフリカの諸国、特に東南アジア諸国が、このSEATOにおいて反共主義陣営に参加するという意欲が強いのか、それともアジア・アフリカ会議を支持して、この植民地主義から脱却せんとする意欲が強いのか、この点に対する大蔵大臣の判断をお述べいただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 SEATOにおいても、これがアジア諸国の反植民地性と矛盾するものでないと思ひております。アジア諸国は、いづれも今日民族意識を強く持つてゐる、そしてそれぞれが自分で自立していこうと考えてゐる、これは私は間違ひないと思ひます。

○平岡委員 アジア・アフリカ会議を貫く精神は、反植民地主義でありまして、かつての支配者であるイギリス、オ

ランダ、フランス等の支配を脱却せんとする強い民族の怒りをこめて発足した機関であると思ひます。私どもは考えております。しかもこのアジア・アフリカ会議の精神は、これらの旧支配者にかゝる新支配者の出現を快く思つておらぬはずであります。私どもはこうした立場から、今回議題になつております国際金融公社自身の効果に対し非常に疑問を持つてゐる、こういう点につきまして、御所見をもう一回伺ひたいします。

○一萬田國務大臣 それではありますから、この公社もインターナショナルといひますか、いわゆる国際的な性格を持つて——單にだれがだれというわけじゃありません。そういうふうな点を十分配慮した機構であると私は考えております。

○平岡委員 あまりよくわかりませんが、それでは、少し論点を變えてお尋ねいたします。

ダレスがこの間参りましたが、その訪日ステートメントにおきまして、東南アジアにおける政治的、経済的、戦略的な発展に対し、日本がなし得る貢献をアメリカはよく知つてゐると述べまして、戦略と表現したことが波紋を投げかけましたので、十八日の午後の会議では、むしろこれは根本的という意味だとの説明を加えたのであります。これについては二十日の議案新聞が「うるさい日本の国内への反響を思ひかへしたためだけで、その言葉に間違ひのあらうはずはない。」といひじくも論評を加えておるのであります。いづれにしましても、ダレスのこのステートメントに表現せられてゐるアメリカの東南アジア政策は、戦略第一主義を

もつて推し進められまして、政治も経済も、はたまた金融政策も、この戦略態勢を補強するためのささであることは間違ひのないところであらうと思ひます。

私どもは、この金融公社が、たった一億ドルの資本金をもつてしては、実質的な経済開発に対しての寄与はあまり期待できないと思ひます。これは、むしろ連年の東南アジアに対する経済金融政策、この連年の経済援助政策の活発化に対抗する一つのゼスチュアの方が多いように考えるのであります。もし日本が、こうした東南アジア諸国のほんとうの気持というものを理解せず、この金融公社を通じて、日本があたかも昔のイギリスのコンブラドルであつたやうな立場において、アメリカの東南アジア支配の走狗的な役割をするやうなことであるならば、むしろ反撥されると思ひのであります。

そこで大蔵大臣、現実に東南アジアにおきまして、この公社に出資せんとしてゐる国はどのくらいあるかを御報告をいただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 この公社には、世界銀行に加盟してゐる国々が加盟ができるのであります。出資ができるのであります。全部がかりに入れば五十カ国ぐらゐることになります。今現実にはどの国がこれに加盟してゐるか、後はど調べまして国の数を申し上げますが、非常に多数の国であります。

○平岡委員 東南アジアだけでけつこうです。

○石田政府委員 今のお尋ねは、新しい国際金融公社に東南アジアで入るものがどれだけあるかということだと思

うのでございします。すでに加盟に必要な措置をとりました国の一つの例を申し上げますれば、セイロンは、すでに加入するに必要な措置を完了いたしてあります。それから手続は完了いたしてありませんけれども、加入の意思表示をしてゐるものは、たとえばタイのやうなものがある、こういう状況になつております。

○平岡委員 總じて私の質問の核心に觸れる回答がいただけませんので、非常に残念でございします。私がかうなことを申し上げますのは、戦後の世界の貿易の自由化という大きな方向に沿ひまして、ヨーロッパ諸国におきまして、その他の地域におきまして、決

済同盟的な形で経済交易問題を処理してきております。日本も、でき得るならば、アジアの野心のない友好的な立場におきまして、アジアの人たちの期待に沿ひアジア決済同盟的な組織にまつて持つていって、そして一つもアジア諸国から不安を抱かずに、ほんとうに平和的な友好的な立場においてインシナチブをとつていくということが望ましいと思ひのであります。それにもかかわらず無批判的に、しかも一億ドルかそこらの資金量をもつて、開発それ自体も実が期待できないやうな機構に何でもかでも盲目的に入つていくことに對して、自制をしていただきたいと考えるのであります。

次に、為替問題に移ります。貿易の自由化、正常化という政府の施政演説の一課題は、当然為替の正常化の企圖と努力なしには解決し得ないと思ひます。といひましても、為替の正常化も、決して戦前の自由為替への單純な復帰ではないことは確かであ

ります。戦前にはいろいろな短所がありましたので、戦後国際通貨基金という新しい機構が生れたと思うのであります。従いまして、戦後における為替の正常化の正しい意味としては、国際通貨基金の機構で考えられているような理想的な為替制度への接近というふうに解するのが、一番現実的な無難なことではないかと思っております。ですから、通貨基金制度それ自身に私は反対も何もないのであります。ただ無批判に、何でもかでもくつついていくという自主性のない政府の政策に対して批判せざるを得ないのであります。

さてこうした場合に立ちまして、日本の現状を西欧諸国に比べてみますと、為替正常化の歩みでは大へん立ちおくれておられると思うのであります。少くとも為替制度において西欧並みのところまで追いつくことが、当面の問題と言えらるると思っております。日本の特殊事情、アジアにおける日本の立場というものを顧慮しながら、貿易や為替に固有の国際性にも合致せしめるような方策が、今こそ真剣に考えられなくてはならないと思っております。

以下私の質問は、以上申し上げた戦後の為替自由化の限度を限度として認め、この限度内にある最良の為替の正常化方式を進めていくために、政府はいかなる企図を有し、いかなる努力をしておられるかをお伺いしたいのであります。

まず第一に、決済方式において改めらるべき問題は何か、この点についてお伺いします。これは具体的に申しますれば、米ドル、英ポンドの

キャッシュ決済問題はございませう。オープン勘定が問題でございませう。この方式の改善につきまして、具体的な御回答を承られれば幸いであります。

○一萬田国務大臣 オープン勘定は、漸次廃止していきたいと考えて、そういう施策をやっております。

○平岡委員 それではお伺いしますけれども、三十一年度の外貨予算の概要を一つ御説明いただきたいと思っております。

○一萬田国務大臣 三十一年度の外貨予算は、上期についてただいま関係各省の間で検討を加えておるので、まだどういふふうにするか結論を出しておりません。

○平岡委員 私がそれをお伺いしたかったのは、今あなたのおっしゃることは、現実の外貨予算のうちにどういふふうに見えておられるかをお伺いしたかったからであります。まだその素案すらもできていないというのでは、この点に関する限りは質問を保留いたします。――大臣がほかのスケジュールがあるなら、やむを得ませんから、あえてお引きとめしようにとは思いませんが、私の質問は、まだ緒に付いたばかりです。この法律案に関しまして、また大臣に次の早い機会に御出席願って、私の質問を続ける、こういうことに御了承をいただけるのでしたら、次の機会でもよろしいと思っております。

○松原委員長 それでは、大臣はほかにも都合があるようでありますから、平岡君の質問は保留することにしまして、いまして、なお関連して質問の申し出がありますから、横山君にだけ許します。

○横山委員 簡単にお答え下さればいいのですが、この問題について、今平岡委員の質問に関連してのみお答え願いたい。この九億九千万の金を日本が出資する、そしてその代償を何に求めるかという点について、大臣は先ほど、東南アジアの開発について金を日本が貸してもらうのであって、国内についてこの金を貸してもらおうというのでは、おっしゃいますね。

○一萬田国務大臣 はいというのではあります。むしろ借りる必要がなければ借りる機会もあると思うのですが、この機関の目的とするところは、やはり未開発の国の開発ということを主眼にいたしておりますから、そういうことには、日本に何とも不利なことではないのであります。今日東南アジアについては、日本自体としてもできるだけの資本を持って行って、そしてここを開発して、日本の経済をこれと連係をさせて発展を期そう、この九億は、おそらくそれ以上の大きな形になって東南アジアに注ぎ込まれる、それから受ける日本の経済の利益は大きい、かように考えております。

○横山委員 お答えによりますと、今日ただいま直接に日本に金を借りるというのではなくて、今日の問題としては東南アジアを対象にする、そういうふうにならなければならない、かように承わったわけですが……

○一萬田国務大臣 これは申すまでもありませんが、私も私としては、世界銀行に対しても同じ態度をとっておるのであります。東南アジアにこういう国際的な資金を注入するようにしたいと思っております。むしろ

んこの金融機関にしても、東南アジアに限りません。これは国際的なものでありますから、たとえば中南米その他いろいろなところに行くかもしれない。私も私としては東南アジアに持つてきたい、かように思っております。

○横山委員 この間、三月十三日の外務委員会の記録を見ますと、高岡委員の質問に答えて、高岡大臣はこういうことを言っておるのであります。ただいまの国際金融公社が今度できようとしていくわけでありまして、これは従前の世界開発銀行と同じ性質のもので、これをもちと簡単に取り扱いていくようにしようということでは計画されている金融公社であります。さしあたり現在私どもの考えておりますことは、日本の国内の開発に必要な場合にこれを使うのであります。そういうような考えで、これを国際的に使うということはまだ考えていないわけでありまして、将来はあるいはそういうような方面に持っていくことに相当するかと考えるわけでありまして、さしあたり明白に高岡大臣は答えておるわけでありまして、ここで私はどうか言うならいざ知らず、少くとも私は、つまり政府を代表して「日本の国内の開発に必要な場合にこれを使うのであります」と言っておる。なるほど国際金融公社の規定なりあるいは条約なりを見ますと、大臣が今言おうとしておることは私はわからないではない。しかしながら、高岡さんが外務委員会で、この条約を審議する委員会でも、さしあたり国内に使うと私は思っております。この点について、閣内における意見の不統一をあなたはどうかどういふふうにお話しになりますか。

○一萬田国務大臣 私が先ほど申し上げましたのは、日本としてもそういうふうな、借りることができないとか、借りないという意味ではない。しかし、この機関の大きな目的としておるところは、かような点をねらっておるところは、何を申しておるのであります。具体的なことを今ここで申し上げるわけではございません。おそらく高岡君は、比較的具体的なことを考えて、特に電源開発等についてこれはどうかと考えておったと私は思います。しかし、何も意見の不統一はないと思っております。

○「了解」呼ぶ者あり

○横山委員 了解はいたしません。なぜならば、高岡委員の質問はきわめて具体的にわたっておるわけでありまして、この金を出してどういふところに使うのか、国際的に海外投資に使うのか、国内に使うのか、その計画はどういふふうになっておるかということに對して、さしあたり私も、日本の国内の開発に使いたいと大臣が言っておるのです。金を出したのはあなたかもしれないけれども、使う方は向う様です。向う様が国内に使うと言っておるのに、あなたが、それは国際だ、東南アジアだと言っておることは、どうも納得ができません。あなたの意見ではなくて、政府を代表する意見として一つ説明をしてほしいと思っております。

○一萬田国務大臣 何も意見が相違しているのではないのであります。私は、今回の国際金融公社の最も目的としておる性格的なところを申し上げておるのであります。それだからといって、何も日本は借らぬとかい

るべきか。

○一萬田国務大臣 私が先ほど申し上げましたのは、日本としてもそういうふうな、借りることができないとか、借りないという意味ではない。しかし、この機関の大きな目的としておるところは、かような点をねらっておるところは、何を申しておるのであります。具体的なことを今ここで申し上げるわけではございません。おそらく高岡君は、比較的具体的なことを考えて、特に電源開発等についてこれはどうかと考えておったと私は思います。しかし、何も意見の不統一はないと思っております。

○「了解」呼ぶ者あり

○横山委員 了解はいたしません。なぜならば、高岡委員の質問はきわめて具体的にわたっておるわけでありまして、この金を出してどういふところに使うのか、国際的に海外投資に使うのか、国内に使うのか、その計画はどういふふうになっておるかということに對して、さしあたり私も、日本の国内の開発に使いたいと大臣が言っておるのです。金を出したのはあなたかもしれないけれども、使う方は向う様です。向う様が国内に使うと言っておるのに、あなたが、それは国際だ、東南アジアだと言っておることは、どうも納得ができません。あなたの意見ではなくて、政府を代表する意見として一つ説明をしてほしいと思っております。

○一萬田国務大臣 何も意見が相違しているのではないのであります。私は、今回の国際金融公社の最も目的としておる性格的なところを申し上げておるのであります。それだからといって、何も日本は借らぬとかい

るべきか。

要はないので、日本も必要があれば借りるといってもちつとも差しつかえない。これは国際的なものであります。しかしただ日本が借りるといふか、これは国際的なものだから、大きな見地から考えた場合は、この公社の性格は私が言うたように考えるのが適當ではないか。加盟している国は、どこも借ろうと思えば借ろうという意思表示をして差しつかえないのであります。

○横山委員 それは私も額面通り受け取れば、理論的には国際金融公社は後進国の開発のために使うことになつておるといふことについては、了知をいたしておるわけですが、しかし實際その金を借りて、具体的に使う人、その担当者である大臣が、私どもは国内の開発に使いたいと言つておる。それならば政府に、この高崎さんの言葉を裏づける計画というものがあつたかどうかという事なんですよ。一方外務委員会では、国内に使いたいと言ひ、あなたはここで、いや国際的だと言ひ、こんな食い違い、政府内部における不統一で、この審議はできませんか。

○一萬田国務大臣 非常にポイントがたがえてお話しになつておるうちに私は感ずるのであります。私は、国際金融公社の立場、その性格から言つておる。借りる方から見れば、日本としても、日本が借りたいといつてちつとも差しつかえない、そういう加盟しておるところには貸す義務もあるし、また貸すところもあるでありますから、かりに日本が借りたいといつても、ちつとも差しつかえないと思ふ。しかしこの公社から見た場合、この公社の本来の性格からいふと、おそらくアメリカも出資するけれども、アメリカがこれ

を借りることはありますまい。やはり本質からいふと、未開発——いわゆるこの金が最も有効に開発に使われる度合いに於いてこの公社の運営がなされるのであらうといふことを、私は申し上げておるのであります。アメリカが借りたならば、おれにも貸せといつてもちつとも差しつかえない、ちつとも矛盾しないと思ひます。

○横山委員 ほくがおかしいと思ふのは、なぜかといふと、後進国開発のために使うことになつておる、それは私も承知しておる。日本は後進国とは私は思つていないから、日本はまず借りられないだらうと思つておるのです。これが間違ひなら訂正してもらひたい。あなたがそう思つておられるのに對して、高崎さんは、国内で使うのだといふことを言つておる、あなたは国内でも使えるのだと言ひ、それだつたら、あなたにお伺ひしたいのは、国内で使える根拠はどこにあるのか、後進国開発のために使うと書いてあるが、日本は後進国であるかどうか。(高崎を呼ぶ)「はい」と呼ぶ者あり。高崎さんがどう言つておるから、高崎さんに聞けばいいといふことにはならぬ。あなたは政府を代表してここで答弁しておられるのだから、この政府内の意見の不統一についてどういふふうにお考えになるか、この点を明確にしてもらななければだめなんです。

○一萬田国務大臣 高崎大臣が、短かい言葉でもあらうでありますから、それにどういふような御意図であるか、私ここでその考えを注釈するわけにいきませんが、しかし私が繰り返して申し上げるに、これは国際的な金融公社であります。しかもこうい

う国際金融公社をなぜ作るかという理由を考えてみた場合、この公社の性格、公社の運営といふものはかようになるだらうといふことを私は申し上げておる。しかしそれだからといって、たとえば日本なら日本が借りたといふ意思表示をして矛盾はない。ただそういう場合に、この公社が果して日本に金を貸すような決定をなされるかどうか、これはまた別個の問題ですが、日本も借りたといふことを、たとえば日本の事業をなさる方々、あるいは政府機関において言つても、どうも差しつかえないので、ちつとも矛盾しておらぬと思ふ。

○横山委員 少くとも二つの点においては矛盾を感じます。一つは、この金は後進国開発のために使うことになつておるのだが、それにもかかわらず、日本で借り得るという根拠は、どういふ法理的な根拠をもつて言われるかという点が私には不明確です。それからもう一つは、この金を具体的にどういふところに使うかという實際問題について、あなたと高崎さんの間に意見の相違がある、この二点については私は納得ができません。次の機会に明白にしてもらひます。

○松原委員長 それでは、大臣に時間の約束があるようでありますから、退出してもらひまして、この点に関する質問は横山君において保留してもらひます。

次に、平岡君。

○平岡委員 通産省通商局長はおられぬようですが、通商局長はアルゼンチンから歸つてきて、向うでの折衝の結果を、すでに為替局長にお伝えあつたと思ふ。そこで五千百万ドルのいわゆ

るオープン勘定のしりの問題につき、先方に出向きましての折衝経過等をお答え願ひます。

○石田政府委員 通商局長の一行がアルゼンチンに参りましたことは、御承知の通りでございますが、この点につきましては、こゝではつきり申し上げておきたいのは、通商局長の一行は、アルゼンチン政府と交渉するといふことを目的として行つたものではございませんので、調査を目的として行つたわけでございます。もちろん調査といひましても、向うといふいろいろ話し合ひがありまして、当然でございますが、大体そのときに、向うの方とこちらと意見が一致いたしました点は、すでにこの間申し上げたのであります。が、現在の貸し越しといふものは、当時五千万ドルに近いものでありまして、だんだんふくらまして、最近では五千百万ドルくらいになつておりますが、そのほか既契約、その他を含めますならば、将来の日本側の貸し越しは九千万ドルないし一億ドルに上るのではないかと、そういう点について、一体われわれの方としても、そう貸すばかりでもいかぬじゃないか、向うはそれをどう考えるのかといふことを話し合ひました結果、大体向うといたしましては、できるだけ向うの品物を、しかも各国からほしがつてゐるものを出して、日本に出そう、こういうふうなことでございまして、具体的に申し上げますならば、羊毛であるとか、あるいは小麦とか、そういうふうなものをできるだけ日本に供給する、そういうふうな話し合ひをいたしました、それによつて日本の貸し越しといふものはふえな

いようにいたしたい、こういうことでございまして。現実の結果を申し上げますと、大体その当時から参りまして、現実の貸し越しといふものはだんだんとふえて参りました。二月末では、ちよつと減つたところもございまして、けれども概数からいいますと、月百万ドルくらいの見当でふえておる。しかしながら、プロスペクティブのバランスと申しますか、信用状から見ましたものはだんだん減つておりました、現在では八千三百万ドルくらいの見当になつております。

○平岡委員 わざわざアルゼンチンまで出かけていったほどの結果を持つて歸られないことに対して、われわれは不満であります。これは板垣さんが後日見えられましたならば、私なおよくくり御質問するつもりであります。私は為替局長には、この問題に關連して次のことをお聞きしたいと思ひます。

羊毛と申しますか、いろいろなものを入れる、それによつて決済をしていくといふのも一つの方法であります。しかしそのことは、向うの一方的な建値によつて買わされるという危険があります。それ以外に、為替そのものの決済についてなやる手が残されてないかどうかであります。たとえば日本がボンド資金の不足のときに、国際通貨基金から借り入れた事実がございします。国際通貨基金はおそらく出資の倍までは貸すのであります。しかもそれが、輸出入あるいはサービスなどにはゆる経常収支の赤字を埋めるためには貸し得るはずなんです。そういう点で、おそらくアルゼンチンには、ドルはなくてもペソの積み立てはあるはず

いようにいたしたい、こういうことでございまして。現実の結果を申し上げますと、大体その当時から参りまして、現実の貸し越しといふものはだんだんとふえて参りました。二月末では、ちよつと減つたところもございまして、けれども概数からいいますと、月百万ドルくらいの見当でふえておる。しかしながら、プロスペクティブのバランスと申しますか、信用状から見ましたものはだんだん減つておりました、現在では八千三百万ドルくらいの見当になつております。

○平岡委員 わざわざアルゼンチンまで出かけていったほどの結果を持つて歸られないことに対して、われわれは不満であります。これは板垣さんが後日見えられましたならば、私なおよくくり御質問するつもりであります。私は為替局長には、この問題に關連して次のことをお聞きしたいと思ひます。

羊毛と申しますか、いろいろなものを入れる、それによつて決済をしていくといふのも一つの方法であります。しかしそのことは、向うの一方的な建値によつて買わされるという危険があります。それ以外に、為替そのものの決済についてなやる手が残されてないかどうかであります。たとえば日本がボンド資金の不足のときに、国際通貨基金から借り入れた事実がございします。国際通貨基金はおそらく出資の倍までは貸すのであります。しかもそれが、輸出入あるいはサービスなどにはゆる経常収支の赤字を埋めるためには貸し得るはずなんです。そういう点で、おそらくアルゼンチンには、ドルはなくてもペソの積み立てはあるはず

だと思ひます。アルゼンチンの政府か、中央銀行において、今五千万ドルとか九千万ドルとかの貿易に見合ふところのペソの積み立てがあると思ふのです。そのペソを国際通貨基金の方に回しまして、エクイヴァレントのドルを借りるということが出来るわけですが、そういう点まで調査してなければ大して意味はないと思ふのです。その点につきまして、羊毛等を輸入する前に、為替のしり自身を直接に決済する方が究明されたかどうか、この点につきましてはお答え願ひます。

○石田政府委員 アルゼンチンの外貨の保有状況というのは非常に悪うございまして、そういうふうな資金をもつて返すことが遺憾ながらできないというふうな事情になっております。貸しましたものはひとり日本だけではございませんで、ドイツにいたしましては、フランスにいたしましては、イタリヤにいたしましては、みなもう貸し越しがあつて困つておる。それがアルゼンチンといたしましては、従来のやり方によりましてどういったことになつたので、これは新しい手段を講じてすつかり直さなければならぬ、こういうふうなことで、せつかく今新しい政策を立てておる状況でございます。日本だけが向うの持つておるところの外貨資金をこちらへよこせといひましても、實際問題としてできがたい、こういうふうな状況になっておる次第であります。

○平岡委員 昨年末の対アルゼンチンのバランスが五千百万ドルであつて、それがなお漸増しているという、こういう事態は、昨年末をもつてよくわ

かつておつたはずなんです。ところが日本の業者は、売らんかなの商魂をもちまして、国の利害等に関係なしに一応契約して、R.A.の契約に對しては、なんじやん出していくなというのをやつてゐる。これは、業者としてはある意味では当然かもしれない。しかし、それは為替管理におきましては、チェックできるはずであります。そういう点を見のがして、なお不渡りばかり出して、よう払い切れないアルゼンチンに對する輸出を許可してゐたその責任は、だれにあるのですか。

○石田政府委員 先ほど申しました既契約と申しますか、それは、ただ単にコントラクトができてゐるというばかりでなく、R.A.もきております。それから通商省におきまして、すでに輸出承認をしたものである、かようなふうにお考え願ひたいのでござい

ます。

○平岡委員 あなたR.A.に權威を認め

ますか。

○石田政府委員 現在のオープン協定というものが続きます限りは、向うがR.A.を出せば、これは記帳してよろしいとするわけでありまして、權威があるかどうかというところは、要するにそういうものにたよつてそのまゝ輸出を認めていってよろしいかどうか、こういう問題であります。輸出の方にいたしましては、先ほど申しましたように、その実態をいたしましては、これは輸出承認もいたしておるものでござい

ます。もしそれに對して手をつたうことはどういふことかといふことになりますれば、オープン協定を廢止するといふことが第一、それからオープン協定存続のままに、日本銀行をして、

政府の名前におけるところの買取りを止めさせてしまふ、この二つしかないわけでございます。従いまして、われわれの方でいたしましては、そういうことでアルゼンチンが困つておることに――日本もそれは困つておるすけれども、それを日本がほかの国に先がけてやるのがいいか悪いかといふふうなことも考えまして、その点についてどう処置すべきかといふことを調査してあらうために、板垣さんなどの一行が行つたわけでありまして、

○平岡委員 その行つた結果が、羊毛でも入れたらいいという、行かなくて

も同じような見当のつく回答だけ持ってきたというのでは、非常に不満であります。

さて、それはそれといたしまして、もう一つお伺ひしたいのは、ポンドが非常に暴落を許さない状態にある、日本外貨手持ちのうちポンドはどのくらいありますか。

○石田政府委員 大体二月の二十九日、つまり二月末でございしますが、このときにおきまして、政府の勘定といひまして一億四千万ポンドございまして、それからまた日本銀行の保有分といひまして千二百万ポンドあるわけでございます。従いまして、両方を合

せて、一億一千六百万ポンドになります。一億一千六百万ポンドになるわけでございます。ただ、これにつきましては、為替銀行の方が赤払いになつておりますので、その關係が大体千八百万ポンド、大体そういう数字に相なつておるわけでありまして、

○平岡委員 一億一千六百万ポンドを抱いておる日本政府といたしまして、あるいは日本銀行をも含めたものでありましようが、政府当事者といひまして、

して、これをもつと安定した通貨にかえておくような処置、それをお考えかどうか伺ひます。

○石田政府委員 お話しの点は、きわめてデリケートな問題になると私は思ひます。というのは、日英の關係におきまして、これはトランスファアラブル・アカウントといふことになつておるわけでありまして、それからまた、これは今のお話の中にあるいは内包されておるかと思ひますけれども、これをドルにかえておきたいのではないかと、というふうなお話しがかりにあるといひますれば、それは、日英協定上、そういうふうなポンドをドルにすると、いふことはできない、こういうふうな考へておる次第でございまして、

○平岡委員 さて、特別會計法上、ド

ルとポンドだけを政府は保有できるといふことになつておるんですね。たとえ、私が申しますのは、マルクにかえるといふいうことはできないか、こういうことですか。

○石田政府委員 これは、大体今政府のやつておりますことは、ドルとポンドとそれからオープンと、この三つになつてゐるわけでありまして、そのほかマルクにかえるとか、あるいはこれをスウェーデン・クローネとか、あるいはスイス・フランといふようなものにかえるかえぬかといふ問題でござい

ますが、これは、今そういうふうなものに表向きかえらうといふことは、日英交渉全般の上からいって適當でない、かように感じてゐる次第でござい

ます。

○平岡委員 それでは、ポンドの相場の下落だけは、座して損のまゝにまかせておく、こういうことですね。

○石田政府委員 これは、ポンドが一体いつどういふことがあるかといふことは、わからぬわけでありまして、しかし、政府が持つておりますところのポンドといふものは、ある程度これは今のように政府が全部集中するといふふうな――あるいは現実にまだそれを集中してありませんで、銀行が持たないといふような状況のもとにおいて、やはり政府がある程度のポンド資金を持つといふことは、全体の貿易その他の關係をやることにおいていたし方がないことではなからうか、そういうふうな大きな金額につきまして、今お話しのように、ほかの通貨にかえるといふことはなかなかむずかしいことではないか、かように考へてお

ります。

○平岡委員 あとは大蔵大臣にお聞きしたいことばかりなんです。なほ幾つかをお尋ねいたします。ただし後日また大蔵大臣に重ねて聞いてもいいといふことに、一つ委員長の方で御了承

ところがある、これはなるほど平岡先生の御指摘の通りでございます。それにいたしまして、われわれはできるだけやめるようにしたいと思っておりますが、相手方にいたしまして、オープンがあるから、そこで日本が物を買ってくれるのだ、こういうふうな気持ちの国も多いわけでございます。従いまして、そういう点から申しまして、国によりましてはやはりオープンと存続してほしい。日本政府といたしましては、大体オープンと異例なものだから、できるだけ廃止する方向で考えておるのだというところは、あらゆる機会に各締約国に話しておるわけでありまして、国によりまして、たとえばドイツのごとく、あるいはイタリアのごとく、すでにその廃止に同意した国もございます。またスエーデンにつきましても、最近それが可能だと思えます。それからタイのごときは今交渉中でございます。近々廃止できるのじゃないだろうかというふうな思える国もございまして、たとえば例をあげてみますれば、中華民国政府のごとく、この廃止には賛成しないという国もあるというふうな状況でございます。

自由化をヨーロッパ諸国並みに日本に与えよという口実を作られては困る、こういうことがあると思う。そういつときは、このIMFの規定にもかかわらず、何か除外例をもつてそこを緩和して、何とか調整する方法がありましか。

○石田政府委員 質問の御趣旨がちょっと把握できないのであります。が、われわれといたしましては、大体IMFの根本的な精神は、やはり双務協定式に特定の国だけが特別の利益を受ける、そういうことは望ましくないので、大体的な方式に持っていくべきである。決済方式も多角的な方式に持っていくべきである。輸出入も多角的にいたすべきである。これが基本方針であろうと思えます。そういう点からIMFは種々努力をいたしておるわけでありまして、わが国といたしまして、できるだけそういう方向へ持っていくたい、これが大蔵省の考え方でございます。それからまた、よその国と今のようなお話、オープンの話等をいたす場合におきまして、やはりIMFの精神はこういうことであり、日本としてもそういう方に持っていくべきであるから、従ってこちらも廃止に同意しては、こういうふうな意に同意しては、こういうふうな意に同意しては、こういうふうな意に同意しては、

然考えていくわけですが、その際IMFの規定を適用とられて、日本とキャッシュ・ペーシスの関係に入ってもいいけれども、しかしこのIMFの規定があるためにこれはままならないのだというふうな理屈をもつて、新方式に切りかえることを拒んでくるような国があると思うのです。そのときに、その中間をとって、IMFの規定にもかかわらず、何とかそれを緩和すればキャッシュ・ペーシスに入り得るかもしれない、こういうことをお伺いしておるわけなんです。

○石田政府委員 大体的な趣旨は、オープン協定というものは変なものであることはよくわかっておる、しかしながら、こちらがオープン協定を廃止するということになると、オープン協定があるからこそ、日本をデイスクリミネートできておつたのだ。今度オープン協定を廃止すればデイスクリミネートができなから、その点からいってオープン協定の廃止は困るのだ、そういう国があるのじゃないか、そういう場合に、一挙に平等待遇を受けず、中間的な方法を考えたならば、もっとスムーズにオープン協定の廃止ができるのじゃないか、こういうお話でございまして、まさにその通りでございまして、そういうふうな考え方を頭に入れたら、実際問題として交渉すべきだと思ふのであります。しかしながら、その場合にどうしても考えなければならぬことは、オープン協定はやめる、しかしながらデイスクリミネーションの方は同じにやっています、こういうことをそのまま認めるといふわけには日本政府としていかぬ、こう思います。従って、それは程度の問題で、どういうふうに落ちつけるかという現実の問題として処理すべきじゃないかと考えるのであります。

中のことなんだから、賠償は賠償で払ってもらわなければ困る、そういうことで、賠償の問題と戦後の帳じりの問題は別だ、こういうことで交渉を保留されたら、元も子もなくなる可能性があらうと思う。日本としては、どっちみち同じだということになります、すなわち賠償を支払うという建前から振りかえることは、日本の立場からは可能だと思ふけれども、相手国はそうはいかぬ。賠償は戦争中の賠償なんだ、オープン・アカウントのしりは別だ、ということであつたられる可能性が多いのじゃないか、こういう点はどうですか。

○石田政府委員 私の言葉が非常に悪くて、この焦げつき債権は賠償のときと一緒に整理するのだ、こういうふうにおとり願ひましたら、私の言い方が悪かつたので、訂正させていただきます。賠償問題と関連が實際問題としてあつて、処理しにくいのでございまして、こういうことを申し上げたのでございまして。

○石田政府委員 インドネシアの焦げつき債権につきましては、これはできただけ回収したい、もちろんのことだと思います。しかしながら、過去におきましてなかなかそれがうまくいかなかつた。現在におきましても、要するに輸出入調整措置を講じて、その債権がふえていかないようにする、同時に、できれば輸入の方を多くいたしまして、それを幾らかでも消すようにする等努力をいたしておるわけでありまして。御趣旨の点は、そういう状況につきましても、それがなかなかうまくいかない問題につきましても、賠償その他の関係がこんがらかってきておる面が實際問題としてあり得ると思ふのでございまして。そこらのところをどういうふうに解決するか、どういう腹であるかということにつきましては、今はつきり申し上げることがなかなかできがたい、こういう事情にございまして。

○石田政府委員 今局長から、賠償にそれを振りかえる、こういう示唆をいたしました、これは日本とすれば、一億八千万ドル以上の賠償を払うということにきまれば、これを引き当てにするというところでも差しつかえはないと思ふのです。ところが相当国が少しひねくれて考へてくると、オープン・アカウントのしりは戦後の問題だ、賠償は戦争

それから一番最後に、何とも申し上げかねるというところは、それでは、前段のことを前提にいたしまして、賠償を片づけたときに政府は一体どうするつもりなんだ、賠償とそれを差し引きするとか、あるいは別に引き離すというふうなことになるのか、どういふふうなことかというところにつきましては、今の段階では、私として何とも御答弁のしようがございませぬ、ということとを申し上げた次第でございまして。

○平岡委員 それは相手国があることで、すなわち、なかなかうまくいかぬ、こういうことに思ふと思うのですが、もう一つIMFの規定のうちに——これは正確な条文は私覚えていませんけれども、ある通貨で対外決済をする場合は、その同じ通貨で決済する相手国に対して差別待遇を与えてはならぬという規定があります、この規定が相当制約になりはせぬか。たとえば貿易の

○平岡委員 そうじゃないのです。オープン・アカウント方式が悪いから、逐次キャッシュ・ペーシスに変えていく、こういうふうな日本としては当然考へていくわけですが、その際IMFの規定を適用とられて、日本とキャッシュ・ペーシスの関係に入ってもいいけれども、しかしこのIMFの規定があるためにこれはままならないのだというふうな理屈をもつて、新方式に切りかえることを拒んでくるような国があると思うのです。そのときに、その中間をとって、IMFの規定にもかかわらず、何とかそれを緩和すればキャッシュ・ペーシスに入り得るかもしれない、こういうことをお伺いしておるわけなんです。

○石田政府委員 大体的な趣旨は、オープン協定というものは変なものであることはよくわかっておる、しかしながら、こちらがオープン協定を廃止するということになると、オープン協定があるからこそ、日本をデイスクリミネートできておつたのだ。今度オープン協定を廃止すればデイスクリミネートができなから、その点からいってオープン協定の廃止は困るのだ、そういう国があるのじゃないか、そういう場合に、一挙に平等待遇を受けず、中間的な方法を考えたならば、もっとスムーズにオープン協定の廃止ができるのじゃないか、こういうお話でございまして、まさにその通りでございまして、そういうふうな考え方を頭に入れたら、実際問題として交渉すべきだと思ふのであります。しかしながら、その場合にどうしても考えなければならぬことは、オープン協定はやめる、しかしながらデイスクリミネーションの方は同じにやっています、こういうことをそのまま認めるといふわけには日本政府としていかぬ、こう思います。従って、それは程度の問題で、どういうふうに落ちつけるかという現実の問題として処理すべきじゃないかと考えるのであります。

中のことなんだから、賠償は賠償で払ってもらわなければ困る、そういうことで、賠償の問題と戦後の帳じりの問題は別だ、こういうことで交渉を保留されたら、元も子もなくなる可能性があらうと思う。日本としては、どっちみち同じだということになります、すなわち賠償を支払うという建前から振りかえることは、日本の立場からは可能だと思ふけれども、相手国はそうはいかぬ。賠償は戦争中の賠償なんだ、オープン・アカウントのしりは別だ、ということであつたられる可能性が多いのじゃないか、こういう点はどうですか。

○石田政府委員 私の言葉が非常に悪くて、この焦げつき債権は賠償のときと一緒に整理するのだ、こういうふうにおとり願ひましたら、私の言い方が悪かつたので、訂正させていただきます。賠償問題と関連が實際問題としてあつて、処理しにくいのでございまして、こういうことを申し上げたのでございまして。

○石田政府委員 インドネシアの焦げつき債権につきましては、これはできただけ回収したい、もちろんのことだと思います。しかしながら、過去におきましてなかなかそれがうまくいかなかつた。現在におきましても、要するに輸出入調整措置を講じて、その債権がふえていかないようにする、同時に、できれば輸入の方を多くいたしまして、それを幾らかでも消すようにする等努力をいたしておるわけでありまして。御趣旨の点は、そういう状況につきましても、それがなかなかうまくいかない問題につきましても、賠償その他の関係がこんがらかってきておる面が實際問題としてあり得ると思ふのでございまして。そこらのところをどういうふうに解決するか、どういう腹であるかということにつきましては、今はつきり申し上げることがなかなかできがたい、こういう事情にございまして。

○石田政府委員 今局長から、賠償にそれを振りかえる、こういう示唆をいたしました、これは日本とすれば、一億八千万ドル以上の賠償を払うということにきまれば、これを引き当てにするというところでも差しつかえはないと思ふのです。ところが相当国が少しひねくれて考へてくると、オープン・アカウントのしりは戦後の問題だ、賠償は戦争

それから一番最後に、何とも申し上げかねるというところは、それでは、前段のことを前提にいたしまして、賠償を片づけたときに政府は一体どうするつもりなんだ、賠償とそれを差し引きするとか、あるいは別に引き離すというふうなことになるのか、どういふふうなことかというところにつきましては、今の段階では、私として何とも御答弁のしようがございませぬ、ということとを申し上げた次第でございまして。

○平岡委員 それは相手国があることで、すなわち、なかなかうまくいかぬ、こういうことに思ふと思うのですが、もう一つIMFの規定のうちに——これは正確な条文は私覚えていませんけれども、ある通貨で対外決済をする場合は、その同じ通貨で決済する相手国に対して差別待遇を与えてはならぬという規定があります、この規定が相当制約になりはせぬか。たとえば貿易の

○平岡委員 そうじゃないのです。オープン・アカウント方式が悪いから、逐次キャッシュ・ペーシスに変えていく、こういうふうな日本としては当然考へていくわけですが、その際IMFの規定を適用とられて、日本とキャッシュ・ペーシスの関係に入ってもいいけれども、しかしこのIMFの規定があるためにこれはままならないのだというふうな理屈をもつて、新方式に切りかえることを拒んでくるような国があると思うのです。そのときに、その中間をとって、IMFの規定にもかかわらず、何とかそれを緩和すればキャッシュ・ペーシスに入り得るかもしれない、こういうことをお伺いしておるわけなんです。

○石田政府委員 大体的な趣旨は、オープン協定というものは変なものであることはよくわかっておる、しかしながら、こちらがオープン協定を廃止するということになると、オープン協定があるからこそ、日本をデイスクリミネートできておつたのだ。今度オープン協定を廃止すればデイスクリミネートができなから、その点からいってオープン協定の廃止は困るのだ、そういう国があるのじゃないか、そういう場合に、一挙に平等待遇を受けず、中間的な方法を考えたならば、もっとスムーズにオープン協定の廃止ができるのじゃないか、こういうお話でございまして、まさにその通りでございまして、そういうふうな考え方を頭に入れたら、実際問題として交渉すべきだと思ふのであります。しかしながら、その場合にどうしても考えなければならぬことは、オープン協定はやめる、しかしながらデイスクリミネーションの方は同じにやっています、こういうことをそのまま認めるといふわけには日本政府としていかぬ、こう思います。従って、それは程度の問題で、どういうふうに落ちつけるかという現実の問題として処理すべきじゃないかと考えるのであります。

中のことなんだから、賠償は賠償で払ってもらわなければ困る、そういうことで、賠償の問題と戦後の帳じりの問題は別だ、こういうことで交渉を保留されたら、元も子もなくなる可能性があらうと思う。日本としては、どっちみち同じだということになります、すなわち賠償を支払うという建前から振りかえることは、日本の立場からは可能だと思ふけれども、相手国はそうはいかぬ。賠償は戦争中の賠償なんだ、オープン・アカウントのしりは別だ、ということであつたられる可能性が多いのじゃないか、こういう点はどうですか。

○石田政府委員 大体的な趣旨は、オープン協定というものは変なものであることはよくわかっておる、しかしながら、こちらがオープン協定を廃止するということになると、オープン協定があるからこそ、日本をデイスクリミネートできておつたのだ。今度オープン協定を廃止すればデイスクリミネートができなから、その点からいってオープン協定の廃止は困るのだ、そういう国があるのじゃないか、そういう場合に、一挙に平等待遇を受けず、中間的な方法を考えたならば、もっとスムーズにオープン協定の廃止ができるのじゃないか、こういうお話でございまして、まさにその通りでございまして、そういうふうな考え方を頭に入れたら、実際問題として交渉すべきだと思ふのであります。しかしながら、その場合にどうしても考えなければならぬことは、オープン協定はやめる、しかしながらデイスクリミネーションの方は同じにやっています、こういうことをそのまま認めるといふわけには日本政府としていかぬ、こう思います。従って、それは程度の問題で、どういうふうに落ちつけるかという現実の問題として処理すべきじゃないかと考えるのであります。

○石田政府委員 インドネシアの焦げつき債権につきましては、これはできただけ回収したい、もちろんのことだと思います。しかしながら、過去におきましてなかなかそれがうまくいかなかつた。現在におきましても、要するに輸出入調整措置を講じて、その債権がふえていかないようにする、同時に、できれば輸入の方を多くいたしまして、それを幾らかでも消すようにする等努力をいたしておるわけでありまして。御趣旨の点は、そういう状況につきましても、それがなかなかうまくいかない問題につきましても、賠償その他の関係がこんがらかってきておる面が實際問題としてあり得ると思ふのでございまして。そこらのところをどういうふうに解決するか、どういう腹であるかということにつきましては、今はつきり申し上げることがなかなかできがたい、こういう事情にございまして。

○石田政府委員 今局長から、賠償にそれを振りかえる、こういう示唆をいたしました、これは日本とすれば、一億八千万ドル以上の賠償を払うということにきまれば、これを引き当てにするというところでも差しつかえはないと思ふのです。ところが相当国が少しひねくれて考へてくると、オープン・アカウントのしりは戦後の問題だ、賠償は戦争

それから一番最後に、何とも申し上げかねるというところは、それでは、前段のことを前提にいたしまして、賠償を片づけたときに政府は一体どうするつもりなんだ、賠償とそれを差し引きするとか、あるいは別に引き離すというふうなことになるのか、どういふふうなことかというところにつきましては、今の段階では、私として何とも御答弁のしようがございませぬ、ということとを申し上げた次第でございまして。



ドルに近いもの、それから韓国との通商じりの四千七、八百万ドルですか、あなた方は、これの解決まで、時間的にどのくらいかかるか。見通しを持っておられますか。

○石田政府委員 われわれといたしましては、現在のところできるだけの努力をして、なるべく早く解決したい、こういうことは申し上げられますけれども、一体どれくらいの期間を考えておるかという具体的な問題になりまると、答弁がいたしかねるといふうになると思っております。

○平岡委員 一億八千万ドルにしても、それから五千万ドルのアルゼンチンの問題にしても、このドルに見合うギルダーとかペソはやはり預託されておりますか。

○石田政府委員 これは、オープン協定によりまして、要するにそういうものは、中央銀行の勘定に、日本側に対する債務として記帳はされておると思ひます。しかしキャッシュは、おそらく用意されてないのではないかと、この感じがいたします。

○平岡委員 そうするとこの協定では、そのしりば必ずドルで決済するということになっている、こういうことですね。

○石田政府委員 協定の表面は、米ドルで決済するということになっております。

○平岡委員 扱われざる場合において、相手国の通貨によって決済してもよろしいというふうなクローズを差しはさんでおるかとか、あるいは差しはさむことができるかどうか。

○石田政府委員 差しはさんでないと、それから差しはさむことが

いいか悪いかということ、そういう問題が起る国は非常に通貨価値の不安定な国である。もしこれが通貨価値の安定した国ならば、その国の通貨で決済して差しつかないわけでありまして、それを特に米ドルで決済するといふ点から言ひましても、そうやすやすと通貨にかえ得べき状態ではないと考えております。

○平岡委員 要するに為替を集中的に握っている政府としては、外貨管理において欠くるところがあるということでありま。この問題は相当真剣に考へるべき段階にきておると思ひます。アルゼンチンのときは、十二月の末における帳じり五千万ドルに加えて、なおメーカの方はじやんじやん出して、そういうことは許さるべきでないと思ひます。今あなたはそのような地域自身の通貨は非常に不安定だということをおっしゃるのですが、それがわかっているなら、盗人に追ひ銭的な輸出許可の行き方は厳に慎まなければならぬと思ひます。

○石田政府委員 今までの私の質問とあなたの答弁の中からは、今後大丈夫という保障が何もないのです。私はこれを非常に残念に思ひますが、大蔵次官どうでしょうか、将来におけるこの問題の解決のために御意見を聞かせ願ひます。

○山手政府委員 アルゼンチンのように、相当な国との国際貿易におきまして、当初からアルゼンチンの通貨がどうなるだらうかというようなことを一腰だめ的に調べてやるわけにもいきませんし、日本も大いに輸出をやらないければならぬということ、不幸にしてこういう事態が起きたわけでございますが、今後におきましても、長期にわたるいろいろな契約等もございまして、多少無理な点もございしますが、順次引き締めて、さらにこういう金額が膨大な数字になって焦げつかないよう十二分の注意をし、いろいろ対策を研究しておることでございまして、御趣旨の点は今後よく注意していきたいと思ひます。

○平岡委員 もう一つだけ伺ひます。次官は輸出を大いに伸張せんがために……

【発言する者多し】

○松原委員長 お静かに願ひます。

○平岡委員 輸出を伸張せんがためにこれもやむを得ない、こういうお言葉にリフアンドを求められるならば、これは業者の損になるのです。そうすれば、鉄鋼メーカにしても紡績社にしても要する、変な相手には流らぬというところになると思ひます。ところが為替集中制度が行われておる日本におきましては、その点に対する考へ方が非常にルーズになっておる。それを規制する必要があると思ひます。業者の道義的な責任とか、そういうものに期待しても効果はありませぬ。制度の上において、そのことをもっと強くきめておく必要があると思ひます。結局一億八千万ドルといえ、邦貨換算六百五十億、これは、結局結論的には国民の血税をもつて補われるわけですね。アルゼンチンに對する五千百万ドルも、鉄鋼三社に補助金を与えていると同じです。そういうことを許されてはならぬのです。そういうおそれが現実に出てきているのですから、この経験を活かして、政府とし

ても敢然この問題の処理を考へるべきです。外貨の管理、為替の管理につきまして、もっと政府自身は慎重に再考しなければいかぬと思ひます。以上意見を申し述べまして与党席がうるさいから一応これで私の質問を打ち切りま。

○横山委員 先ほど大臣に質問をして、それが重要な本法案の問題としてまだ残っておるわけですから、与党の皆様も、一つくれぐれもその点について……理事の方は先ほどはお見えにならなかつたのですが、政務次官もおいでになりましたから、もう一度私はこの際質問をして明確にしてほしいと思ひます。

先ほど大臣に質問をいたしましたことは、大臣としてお答えを願つたのですが、為替局長、あなたはこの国際金融公社協定をどう思召なつておられるか、この国内において今すぐにこれを利用できないということが判断ができませんか、事務的にあなたはお答えを願ひたいと思ひます。大臣はああいうことを言つたけれども、あなたは何条のどこに——今直ちにこの改訂ができるということを考へておられるか、事務的に一つ返事をして下さい。

○石田政府委員 事務的な話になりますと、これは世界銀行ができましたときにおきまして、こういう趣旨でできると、その後世界銀行が動き出した場合に、どういふふうな、その金が現実問題としてどこに行くんだ、日本が入るのか入らぬのかということ、これは事務的には前もってわからないという性質のものだと思ひます。国際

金融公社につきましても同様でございます。これに對して日本が参加することが適當であるかどうかといふような判断はありますけれども、しかしそれじやまだ動き出さない前に、これが一体日本のどういふ事業に金が借りられるのかといふことを事務的に答へようといふのが実情だと思ひます。

○横山委員 だから何条のどこに、どういふところに金が使われるか、どういふところへ融資が行われ、援助が行われるかといふことが書いてあるかと、言つて聞いておる。できない前にどこへ動くかわからぬと言つておるのだけれども、いやしくも公社の協定ができ、どういふところへ金を使うかといふことが第一の問題ですよ。どういふところへ金を使うかといふことが書いてない協定がありますか、あなたは手に持つていて言つてごらんない、この金をどこに使うかといふことを、責任をもつて答へないさい。

○石田政府委員 これは、先ほど来大臣がお話になりましたような場合には、この公社がやるところのものは、低開発地域の開発に對しまして、世界銀行の足りないような方面をやるためにやる、こういうことでございまして、ところが、あなたが事務的に誠意をもつて答へたにかかわらず、高橋さんは、低開発地域が日本であるかのごとく、言つておられる、もう一べん読みますよ。「さしあたり現在私どもの考へておりますことは、日本の国内の開発に必要な場合にこれを使うのであり

ます。こう言っているのです。今後本法案が通過するに当たって、九億円の金を出してどこに使うかについて、閣内において重要な二つの意見がある、この見解がきまらないで、二人の大臣がいかにけんかした話をしておるのにこの法案を出すというのは、おかしいじゃないですか。

それでは政務次官にお伺いします。高橋さんは、国内にさしあたりこれを使うのですとおっしゃる。大蔵大臣は、国外に使うと言われる。それを局長は文書をもって「低開発地域における生産的民間企業の成長を助長することにより」このように言っている。三つの意見があるのです。政務次官はどうお考えになりますか。

○山手政府委員 この公社は、御承知のように、世界銀行等の役割でうまくいかないところを、補充的にこの役割を果させようという事で作るわけでございます。その意味から言へば、相当広範囲に貸すことになるだろうと私は思います。ただ、今お話しのように、開発のおくれている国々に貸そうという事で、かつ政府保証や何かを要求する建前の融資では困るといふこともあって、そういう面から、この後進国にさらに積極的ないろいろなめんどろを見ようという事でございませうから、やり方によれば、日本にも無理をすれば借りられないことはない。しかし何も日本が定義として、この後進国というか、低開発地域の中に割り込んでいって、それを借りてくるほどのことがあるかどうか。まず東南アジア地方の国が借りて、それを間接的に日本が恩恵を受けるというふうな程度でも、この公社に日本が加入する意味

は十二分にある、こういうふうな考えでございまして、局長が今お話しを申し上げましたように、それじゃ事務的に今どこどこに金が出るのか、こう言われましても、私は日本には出るとか出ないとか、そういうことをいきなり断定するのは、必ずしも賢い言い方ではないと考えております。

○高橋委員 そうしますと、そのあとにこうあるのです。○高岡委員 そうするとたまたま議題になっております国際金融公社の金は、日本国内を目的としたものだけだ、現在のところはこれだけだという解釈をしてよろしゅうございませうか。

○高橋国務大臣 私はただいまさういう考えでおるわけでありませう。こう言っているのです。このことは、大蔵大臣及び政務次官、為替局長は、この高橋さんの答えは間違いないである、こういうふうな言っておられるのですか。

○山手政府委員 私は、高橋さんがどういうふうな御答弁を申し上げたか、よく知りませんが、特に日本に金を出してはいかぬというのではなと思います。だから、企画庁長官が特に日本にもこの金を出してきたいというふうな熱意を持っておつて、働きかけようとする等のごがあつて不当という事ではないかと思うのですが、一般的には、大蔵大臣がお答えしたように、日本に利益がもたらされるのは、反射的な利益が多かるうと私は思います。

政策の問題として、日本政府がどういふふうな考えているかという問題、この二つがあるのです。法理論の問題については、為替局長が答えられたように、特に低開発地域における生産的民間企業の成長を助長云々というふうな文章通りに言っておるのだから、間違いないと思う。従つてこの法理論に關する限りは、高橋さんの答えは間違いないではなからうか、こう言つて聞いておるのです。さばりながら政策の問題として、日本政府としてはこの金をどこへ使いたいのかという政府の考え方、できるでぬはともかくとして、日本政府としてはどこに金を使いたいのかについては、大蔵大臣と高橋さんとは重大な食い違いがある、大蔵大臣は、アジアの開発に使いたいと言つておる。高橋さんは、政策の上としてはたまたまさう考へておると言つて、高岡委員の質問に対して、日本国内に使いたい、こう言つておるわけなんです。従つて、この法理論の問題と政策の問題と二つとも重大な問題であつて、この法案を通すにおいては、一つ政府内部の意見を統一してもらわないと、われわれの審議のしようがないではないか、こう言つておるのです。おわかりになつていますか、わかっているならば、その意味において法理論の問題と政策における両大臣の食い違いについて、一つさっぱりした答弁を願いたい。

○山手政府委員 第一の点は、この解釈の問題であつて、いわゆる事務的に、日本を低開発地帯というふうに見ていくのかどうかというふうな問題だらうかと思ひます。

【委員長退席、春日委員長代理濟席】

さういふことでありますが、この公社の話は、多分に政治的な意味で作られた公社でございませうから、私はやはりほんとうに日本がこの公社の金を借りたい、さういふ意欲を特に持つのであれば、話はいろいろできいくのであらうと思ひますが、しかし今として、大蔵大臣が申し上げましたように、まあ低開発地帯の方に一応回るといふのが筋であらう、こういうことであらうと思ひます。

○高橋委員 そういたしますと、第二番目の政策面としては、高橋さんはあつておるけれども、大蔵省としては、東南アジアの開発に使いたい、さういふふうな考えであるというわけですか。

○山手政府委員 大蔵大臣が言つたのは、私どう言つたか知りませんが、一応筋は東南アジア地方の開発に行くことになつてあらう、さういふふうなことは言つたものと思ひます。ただし高橋さん、高橋さんのように、特に日本にもこの金をひっぱつてきたいといふことであれば、話のやり方によつては日本にも来る、日本には出してはいかぬといふことではないかと私は思ひます。

○高橋委員 そこでまた為替局長に戻らなければならぬ。なぜかという、法理論上公社の規定の上からいって、低開発地域における産業の開発と、こゝろが為替局長は言つておる。ところがそれにもかかわらず、政策面から日本国内でもやりたい、さう言つておる。そこに矛盾がある。この公社の協定は、東南アジアの開発なり未開発地域の開発に対して錢を出し合つて、融資し合ふ、間接的に日本にいいところがある

ようにするというのがねらいだらうと思ひます。そのところを、政策面としてちつともごまかすことなく、為替局長の言葉がその通りだと、言つてもらえばいい、法理論はそこで片づく。ところが政策面になると、できもしないことを一方の大臣ができて言つておる、そこがつかぬではないか。それは政策だから、何とか努力をしてできないことはない、さういふふうにおつしやるかもしれない。しかしながら、それでは一体この公社の協定の中で、日本がある程度努力すれば借りられるという確信のある答弁がもらいたいのです。

○石田政府委員 この国際金融公社のあれについては、やはり加盟国に貸すのだ、さういふことになつておるわけだ。それで、これは世界銀行でも同様でございませうけれども、世界銀行の目的とするところも、低開発国の開発、それと一時的でございませうけれども、戦後の復興を促進する、さういふような目的でできたわけでございます。そこで、一体いろいろのお話のものとになりますのは、加盟国はもう絶対に貸せないのだといふことではないと思ひます。ただ低開発国といふことの意味が、何か国ごとに、この国が低開発国である、この国はもう低開発国ではないのだといふことがきまつておらぬと、そこが一つの論点だと思ひます。さういふところから国によりましては、部面によりましてある部面は発達しているけれどもある部面はあまり発達しておらぬ、さういふ問題もあるわけでありませう。過去の世界銀行



の例に倣しまするならば、世界銀行といたしましては、運営上低開墾国に対してやるけれども、現に日本が借りておることも現実問題としてあるわけでございます。そういうふうなもので、これは何と申しますか、ある意味から言いますと、むしろ常識的に使われておるものである、常識的に処理されておる。従つて今度の公社ができるにつきて、一体これがどこへ出されるだろうかと、これは、資金的にも、先ほど平岡委員からお話がありましたように、世界銀行とは違ふほかの目的のものである。ほかの目的のものだということは、どちらかと申しますと、基幹産業的なものではなくして、そうでないところの部面まで手を伸ばしたい、こういう面もあるわけでございます。従ひまして、ではどういふふうに動かされるかというところは、事務的に申し上げますれば、できまして、その運営の結果を見なければわからないということがほんとうではないか、かように申し上げておる次第でございます。

○横山委員 言うならば、日本が低開墾地域であるかないか、それはわからぬというふうなあなたの答弁であります。それは加盟国、特に低開墾地域における生産的民間企業の成長を助長すると書いてある。そこで、加盟国は日本であるから、日本も貸してもらえらうという理屈で、あなたが日本に貸してもらえらうとおっしゃるならば、僕はあなたの法律常識を疑う。それから低開墾地域に日本が入るから入らぬか取りきめがないとおっしゃる。しかしどの地域を押えて、日本が低開墾地域だと言えるのでありましようか、私は、これこそまさに三才の子供じみた

話だと思ふ。そうすると、どうしてもこの金は東南アジアに行くんだ、ないしはそのほかのほんとうの意味の低開墾地に行くんだというところは、これはもうだれが見てもわかる話なんです。だれが聞いても納得のできる話なんです。私はいい悪いというところでなくて、文章の正当な常識的な解釈をもつて、これは話が違ふじゃないか。そういうできもしないことを片一方の大臣は政策面として言っている。もう片一方の大臣はいやこれは東南アジアその他だと言っている。従つてあなたの方で確信をもつて、高橋さんの話は間違ひです、私どもの言うことが正しいのだ、こう言つてもらえば僕は納得できるのです。それを政務次官や大臣がいかげんに高橋さんを助けようと思つてゐるから、こういうことになる。高橋さんの言うことは間違ひである、われわれの見解が正しいということを言つてもらへば、私はこんなに多くをしゃべらぬ。そういういいかげんなことを言うから私はいいかぬと言ふのです。

〔春日委員長代理退席、石村委員長代理着席〕

○山手政府委員 私はまだいろいろ研究しなさいかぬと思つていますが、第一条の目的のところにご書いてあるのです。「公社は、加盟国に低開墾地域における生産的民間企業の成長を助長することにより」云々と書いてあるのです。私は、加盟国には原則として貸せる、しかし特に低開墾地帯に貸すということであつて、何も加盟国には全然貸さないということじゃないと思つていますが、重点的に主力を置いて貸すのは低開墾地帯だ、こういう

うふうに考えております。

○横山委員 私の言うことがあなたはわかつていながら、そういう答弁をされてゐる。先ほどこちらから借りられないというところを言う必要はないと言われたが、私はその通りだと思ふ。しかし私の聞いているのは、そういうものじゃない、政策としてどこへ金を借りるといふ点について、私は、東南アジアの未開墾地帯の方を中心でありまして、こういう政策として一本重点を置ければそれでよろしい。私は、何も借りる必要はないというところは毛頭言いません。借りられたら借りたらい。しかし、日本の政策面として、国内にほしかへやつても東南アジアの重点について高橋さんと大蔵大臣の話が違ふから、そこをどうはつきりしない、高橋さんといへども、東南アジアへやつても何でもいいとか、一萬田さんといへども、国内に借りる必要はない、こういうことを言つてゐるのではない。〔両大臣を呼んだらいい〕と呼ぶ者あり。だから、両大臣を呼んで下さいよ。あなたの方の考へてゐることはわかるから、この点を明らかにして下さい。

〔発言する者あり〕

○山手政府委員 私語を禁じます。

○横山委員 そういう重要な点を話さきりしないで、皆さんの考へ方はわかるが、この点だけははっきりしてもらいたい。もう一べん言いますけれども、借りる必要がないとは私は言つておりません。高橋さんは、国内を主とした目的で借りたいと言つておる、それが法律的に誤りである、政策的にも誤りであるとは私は言うのだ。だから、高橋さんの言うことは間違ひであります。こう言つてもらへばそれで話は済む、こういうのです。そうであるから、いいかげんのことを言うからめるわけですよ。

○山手政府委員 御承知のように、世銀の場合、融資を受けますと、政府保証とか何とかいふものがございまして、これはいろいろ国民感情にも反するし、それを補完する役割でこういう金融機関を作ろうというわけでございます。日本にも、御承知のように、火力借款そのほかで世銀の厄介になつておりますが、世銀の金を使おうと思つた、そういう条件がついてゐる問題になる。問題になるものだから、こつちは手が出ないというところでございまして、そういうものの考へ方からいたしますと、政府保証とか何とかいうややかましいことを言わないで貸すような金融機関というものが、日本としてはほしいわけでありまして、ほしいわけでありまして、この中には、特に低開墾地帯に金を出そうというふうなこともあつて、そういうふうな条件というものは特に低開墾地帯というか、後進国の方面に、いろいろ国民感情などもあつて、いろいろな事情から、こういう特に低開墾地帯に貸そうというふうな書き方がなされておるものと思ひますし、世銀の貸付の条件等から言つて、日本にもそういう金がほしいところでありまして、しかし私どもは、この公社の性格からいまして、重点的にはそうした東南アジアのようないきなり公社の金をとんだん借りてくるというふうなことではあるまい、こ

う考へを持っておるわけであつて、借りられないというものでもないというところで御了承を願ひます。

〔石村委員長代理退席、春日委員長代理着席〕

○横山委員 あなたがあまりさっぱりしたもの言ひ方をしませんと、もう一べん大蔵大臣と高橋さんに出てきてもらつて、どちらの言つていらつしやるかがほんとうですかと言つて聞かなければならぬ。そのためには、この法律案については、それが解決いたしますまで保留をしようということになれば、私は納得いたしません。そうでなければ、この法律案の十億になんとなすお金を出して、その金がどういふ利益をもたらすか閣僚の中において食い違ふというふうな法案に、賛成反対だといふその対照がでないではありませんか。この法律の解釈に重大な食い違ひがあるから、だから私はあなたに援助しておるのだ。率直に言うならば、大蔵省の言うことが正しいと僕は思つておるのです。思つておればこそ、それならそれでよろしいと言ひたい。言ひたいけれども、片一方の大臣は、政策として国内に金は使うのだ、こう言つておると、あまりにも話がおかしい。しかも外務委員会では、この条約の公社の規定を承認するということをおめ言つてゐるのですから、これは聞き捨てならぬ。だから、この点をはつきりしてもらへば私は次の質問に移り得る。ところがあなたは、そこをちつともはつきりしないから、両大臣にここに來てもらつて白黒をつけてもらうまでは、この法律案についてはまかりなら

ぬ。これはだれだつてわかるところであります。そこでどうなさいますか、あなたは、ここでさつぱりと、高橋さんの言葉に誤まりありと言うてくれるのか、それとも両大臣がここに来て、そうしてこの問題の整理がつくまでは法案の審議を保留してもらうか、どちらでありますか、はつきりしてもらいたい。

○山手政府委員 さつきから御答弁申し上げておる通りでございます。あるいは高橋大臣が、特にこの資金を日本に引っぱってきたいという熱意を持っておられるかもしれないと思ひます。しかし大蔵大臣が御答弁申し上げた通り、われわれとしては、特に低開港地帯に出すのだということが書いてあるので、当然東南アジア地方が主力になつて借りるものだと思ひております。大蔵大臣の御答弁申し上げた通りであります。必ずしも両大臣の言つてゐることは矛盾はしておらない、こういうことでござんべ願ひます。

○横山委員 あなたの御答弁は、今のところでは、高橋さんの言葉は間違ひであるとは絶対におっしゃらないから、それではわれわれとしては納得ができません。従つて、次回の委員会に高橋さんの御発言と大蔵大臣の発言の食い違ひについて、法理的な問題についてはその関連はありますが、為替局長の発言について間違ひがないかどうか、その二つを明確にしてもらいたい。

次の問題について一つだけ伺ひたいのですが、これだけの金を出して東南アジア開発に使うということでは、私と大蔵省の考え方が一致するわけですが、向う側に五カ年計画

なり六カ年計画というものはある。日本には日本の経済五カ年計画があるらしいのでありますが、はつきりいたしません。一体向うの計画に見合う計画がこちらの方にできているかどうか。それがなければ絵にかいたほたもちで、金は出すけれども、どうなつていのか全然わからぬということでは話にならないのでありますが、向うの国における五カ年計画、六カ年計画に對するこちらの考え方があるのかないのか。政府の経済五カ年計画の中において、東南アジアの規模に對するものの考え方ができているかどうか、その辺を回答してほしい。

○山手政府委員 その点につきまして、御承知のように、先般もコロンボ計画についてもわが国から代表団も行って、各回の計画、コロンボプラン等については政府は承知いたしておりましたから、そういうこととにらみ合せてわが国の計画を立てておるわけでございます。

○横山委員 それでは、今具体的に私もが伺ひする向うの計画に對するこちらの計画というものはないのでございませうか。向うの五カ年計画、六カ年計画に對するこちらの計画は、今私が伺ひできるような内容はあるかということですか。

○山手政府委員 今申し上げましたように、東南アジア諸国、パキスタンは六カ年計画、インドは五カ年計画、あるいはコロンボ計画に参加している国は、コロンボ計画のそれぞれのワタの中であつたいろいろなことをやつておる。そういうようなことがよく内容的に政府の方にもわかつておりますし、そういうことを勘案をした上でわが国の経済

計画というものが今度作られておる、こういうことでございませうから、對応しておるということでありませう。

○横山委員 それではあまり具体的な内容がないと私どもに感ずるわけでありませう。この金を投資するについて、は、相当向うの計画に對した計画があつて、その計画に順應してこういう方向にやりたいというふうな考え方なければならぬと思ひます。

従つて先ほどの高橋さんのような、国内に對して使いたいという意見と国外に對して使いたいという意見があるような状態では困る。加緊するということだけで、将来の日本経済にどういうような影響をもたすか、またもたらそうとするかという点についてあまりにも考えられていない。いま少し政府としては具体的になければならぬと思ひます。この点について、ないようでありますから、これ以上質問するのは避けますが、早急に政府としては、これをやるならやうな経済計画を立てなければならぬということを私は意見として申し述べて、次の方と交代いたします。

○春日委員代理 横鏡重吉君。

○横鏡委員 補助金等の臨時特例の法律改正に當つて、一、二点伺ひたいと思ひます。国の財政の中から相當の部分をさいて補助金という制度を出しておられますが、これはどういう考え方の上に立つて出しているか、まず最初にこれを伺ひます。

○宮川政府委員 補助金は三千余億の巨額に達しておりますが、各省所管の事につきまして、国の純然たる事務でなく、地方公共団体の事務、あるいはその他の団体の事業につきまして、

その事業の普及、奨励、促進をはかるという見地に立ちまして、必要なものに対して、国がいろいろなバランスを考へて補助金をきめて予算措置を講ずるような考え方であつて、次第であります。

○横鏡委員 そうすると補助金を出す場合は、国固有の事業ではなく、府県等が主体となつてやる事業で、この場合に国の方としては補助金として出す、その実施主体は府県である、こういう考え方であつておられるわけですか。

○宮川政府委員 大体さうに考えております。

○横鏡委員 現在出している中で、性病関係、精神衛生関係、児童福祉法関係というふうなもの等も補助金で扱つておりますが、これはやはり国の固有の仕事ではなく、府県の仕事であるという考え方ですか。

○宮川政府委員 そのところは、然と国の事務とか地方公共団体の事務とかいふような観点のみから実施しないで、たとへば公共衛生とか社会福祉というふうな仕事は、一面国がめんどうを見なければならぬ面もありますけれども、他面地方公共団体につきましても、当該公共団体に所屬している住民の衛生問題であり、社会福祉問題でありますので、相協力してやつていくべき問題ではないか。従つてそれに要する費用を全部国が持つたり、あるいは逆に地方が全部持つというふうな考え方はなくて、事業主体は地方公共団体としてそれに行わしめまして、それに所定の補助金を出していく、こういう考え方であつておられるわけでありませう。

○横鏡委員 今のお話だと、中心というか、主体は府県にあるというふうな考え方ですが、實際にはさうではない。實際には国で法律を作つて、実施を府県の方にやらせている。この場合に、国の補助金を何分の一にきめて、あと府県の方にやらせるといふ考え方に立っているのではないですか。たとへばこの前作られた社会福祉法のような場合にしても、府県の方はまだ十分な態勢ができておらないのに、それに對して国の方は法律を作つて実施をする、その予算はというとほとんど回さない。そのために府県の方は、從來持つておつた県費をどんどん食われて、府県の赤字というふうな形になつて出ている。これは必ずしも今のお話にあつたように、府県が住民のためにやるべき仕事というのではなくて、二大亡國病のうちのひとつである性病にしても、あるいはこの精神衛生という問題にしても、国はこれを等閑に付しておれない立場にある、そのために、これらの団体に對する法律がいろいろな形で制定をされている、またこの実施は国の方が現に法律で縛つてやつてゐる、それで、なおかつ財政の上だけでは府県の方に主体があるんだというふうな考え方は、ちよつとおかしいのじゃないですか。

○宮川政府委員 法律は、お説のように政府が作ります。法律を作りましたら、当然そういう事業を執行いたします場合に、これに對して国がいろいろな補助金を出してゐる。ところが今お話しもございましたような社会福祉法でありますとか、児童福祉法これなんかにつきましては、年間にわたりまして、国が相當補助金をおろしまして、それ

は当該地方公共団体におきまして相当恒例的なものとなりまして、経常的な事業になりました。そうなりますと、それに対して国が補助金でやるよりは、むしろそういう職員費等につきましては、地方公共団体の財政の範囲内においてまかなっていく。その所用の財源は、地方財政計画におきまして地方の財成需要等を見積りまして、これに対して国が交付税等を回していく、こういうふうな考え方をとっておりまして、地方の職員費を地方の自己財源でまかなうというふうなことがまだ早いというものにつきましては、国が補助金制度を続けていく、こういう考え方に立つて補助金の事柄を律しておるわけであります。

○横鏡委員 今の考え方で、府県の方では非常に迷惑をしておると思うのです。たとえば補助率にしても、最初二分の一というように法律が出た当時はきめるのです。それが府県の方ではなかなかやらない。やらないのに対して、二分の一の補助金が出るんだからどうだ、やれというので勧奨して無理にやらせる。やって出たと思うと、予算が苦しいから今度は三分の一に減らす。その次には、またなくなつたからといって四分の一に減らしていく。これは通常今まで国が府県に対してやってきた手でしょう。このために府県の方では、やる時にはだいたいもらえぬからというので始まつたのだが、だんだん県費持ち出しという格好になつて、固着の仕事ができなくなつてくる、こういうような実情にあるのです。だから、もし補助率というものをやるのだしたら、当初にきめた補助率というものは下げるべきではない、と

ころがそれをどんどん下げておる。このために、府県の方の赤字というものはどこから出ているのかわからないような形になつて、だんだん府県の赤字が出て、この累増が今日大きく行財政の問題で取り上げられているわけですが、この補助金に対する考え方一つをとつてみても、このあり方が適当であるか適当でないかというところに問題がある、これは今出ている法案とは直接関係しないかもしれないが、この補助金に対する全般的な考え方が、今おっしゃられるように三千億にも達しておる、これが府県との間に密接な関係がある。府県の方では、今度補助率を減らされるから苦しい。苦しいから部を廃止しよう、課を廃止しよう、この仕事をたな上げしようという、今度は中央から猛烈な圧力がかかつて、そうすればこつちの方を出さないぞ、あつちの方を出さないぞと圧力がかかつて、このためにできない。こういうふうな実情なんです。従つて、補助金に対する考え方、その仕事の内容、あつちと密接な関係があるのです。今までのとつてきた方法は、府県いじめのような方法になりはせぬか、こういうふうな方法に考へておるのですが、この今までの傾向に対して、どういふふうな考え方を持つておいでですか。従来と同じような態度を続けられるつもりですか。

○宮川政府委員 補助制度を創定いたしました後、その後、たとえば二分の一の補助率であるからやってくれ、こういうふうな地方公共団体にやらして、そうしてある期間過ぎたら、これはなくすとか何とかいうようなことをいたしま

すと、地方の公共団体が非常に迷惑はすれというところは御承知の通りと思ひます。私ももといたしまして、軽々に補助率をいじくるべきものではないと思ひます。法の制定の趣旨、あるいはその事業の内容等に依りまして適正に補助率をきめていきたいと考えております。なお先ほども御説明いたしましたように、補助制度を廃止して、これを地方の固有財源でまかなうシステムに直したものにしましては、地方財政計画の上におきまして財政需要を適正に算定いたしまして、財政の歳入と歳入とのバランスを見まして、それに対する不足額は交付税をもって埋めていく、こういう考え方をとりまして、補助率が減率されたために、それだけのものが地方の負担になりつぱなことになるということがないように配慮いたしておるわけでございます。

○横鏡委員 それならば、補助率が低くなつて府県の方がやりくりがつかない、国の方ではこれをやってほしい、府県の方では財政的にできない、この場合に府県が返上した場合どうなるか。たとえば精神衛生なんかの場合にしても、あるいは性病予防なんかの場合にしても、あるいは性病予防なんかの場合にしても、国からの補助率が低くて、府県としては財政赤字でやれない。財政赤字に対しては、今度は他の方からの圧迫が加わつておる。だから、これをやっておつたのでは府県の持ち出しが多過ぎてきぬから、この仕事は返上したい、こういうようなことが現実には言われております。これが行われた場合にはどんなふうになりますか。

○宮川政府委員 せっかく補助制度をきめまして特定の事業をやろうということでございますから、地方が財政難のために補助金を返納するというような事態がないことが望ましいと思ひます。地方財政問題がやかましくなつた昨年の秋あたりにおきましては、補助金を返納しなければならぬというふうな声も地方公共団体の中にはございまして、たゞも実問題といつたしますと、あまり補助金を返納するというふうな例はございせん、もしかりにそういうような事態がはつきりわかつて参りますならば、補助率の問題、あるいは地方の財政計画の見方等につきまして、さらにそれを調整していく必要があるかと考えます。

○横鏡委員 それでは、補助金の問題を終つて、次に若干金融制度について伺いたいと思ひますが……

○春日委員長代理 それでは、この際金融制度調査会設置法案をあわせて議題に供し、質問を許します。横鏡委員 吉君。

○横鏡委員 先日日銀のあり方に対して、大蔵大臣に各位から質問があつて、その答弁等が行われたわけですが、若干それをお聞きしておきたいと思ひます。日銀の中央銀行としての性格は、市中銀行とか日銀との関係において日銀があるのか、あるいは全金融機関との関係において日銀を作つておるか、この点に關する御説明をいたしたいのです。

○東條政府委員 やはり日本銀行は、一國の中央銀行でありますので、全金融機構の統括的な中心機関であるべきだと思ひます。しかしそのことは、直ちに日本銀行が全体の金融機関との具体的な取引を開始しなければならぬ、さうな結論は相なりませんが、日本銀行としては、やはり日本全体の金融機構のあるべき姿を十分念頭に置いておくべきだ、かように考えます。

○横鏡委員 金融機関との関係であるということがわかつたわけですが、それから、現在の制度においては日銀との取引、具体的な当座の開設、あるいはまた歳入代理とか、こういうふうな事項、これはすべて一部の銀行だけに限られておるわけですね。銀行も全部には取引が許されていない。あるいはまた信用金庫等の金融機関に対しては、これもまた許していない。こういうふうな点で、これはどこまで日銀が相手にするかとということになると問題はあると思うのですが、ただもう少しこれらの点に關して、全金融機関の中央銀行であるならば、それらの点の責任を果すべきだと思ひます。この点いかがですか。

○東條政府委員 日本銀行は、中央銀行といたしまして、十分日本全体の金融機構のあり方を頭に置きながら、日銀の業務の運営に當つておると思ひます。ただ具体的な取引を開始するといふことになりまして、相手方の金融機関の金融機構内における位置と申しまつか、そういうものを十分審査の上、具体的な取引は行なつておると考えます。

○横鏡委員 今度の支払い準備制が制定されたとしても、これはどの程度になるかわかりませんが、おそらくは一%から五%程度が支払い準備になつてくるのではないかと思ひますが、市中銀行の場合に、日銀に対して支払い準備金を預入する、こういう格好になると思ひます。しかしながら、普通

の信用金庫であるとか、あるいは相互銀行であるとか、こういうふうなところでは、今度は三〇%を普通の市中銀行に對して支払い準備金を納めていなくちゃならぬ、こういうような格好になつて、いわゆる資金の回転率ははなはだしく悪くなる。それでなくても預金コストというものが非常に高いので、なかなか低金利の政策に追いついていられない、こういうような状況のときに、単に日銀と市中銀行との関係だけを是正するのではなくして、相互銀行、それから信用金庫、これらの面に対しても、これをたとへば全相連であるとか、あるいは信用金庫連合会ですか、こういうものを通じて取引をする何らかの道を開いていかなければ、せっかく法の改正をしよう、あるいは制度を改革しようとしても、実際には市銀と日銀だけの関係で、全金融機関の日銀ということにはなつてこないと思ふのですが、この点いかがですか。

○東條政府委員 たいだいま横銀委員の御発言の趣旨にもあつたと思ひますが、現在相互銀行におきましては、いわゆる信用保証協定というものが結ばれて、各相互銀行の預金の支払い準備には遺憾のないように、自発的な協力措置がとられております。また信用金庫につきましても、全国信用金庫連合会におきまして、やはり各金庫の預金をプールいたしまして、ある程度いろいろな事態に即応いたしますようなかまができておるわけでありまして、私も、これらの方向は方向として助長、育成していくべきだと考へております。そこで、今度金融制度調査会ができて、支払い準備預金

制度の問題がこの調査会で審議の対象になると思ふのでありますが、その場合におきましても、もちろん現在のそういう制度を十分頭に入れていただきまして、この調査会の各委員に支払い準備預金制度はどうあるべきかというところは御審議を願ひまして、いろいろと立案も願ひすることになるわけでありまして、私の個人的な気持からいへば、さういふ場合におきまして、相互銀行あるいは信用金庫は、今申し上げましたような制度がありましから、もちろんそれらの制度も審議の対象にはなりましかうが、重点は、やはり現在においてはさういふ備へのないと申しますか、さういふ機構のない一般の市中銀行についての支払い準備預金制度がどうなるか、かようなことが中心の議題になるのではなからうか、こう思ひます。しかしいづれにいたしましても、それらの点は金融制度調査会ができて、そこで十分御審議をいただく予定であります。

○横銀委員 大蔵省の現在の金融機関に對する態度というのは、指導の面、それから監督の面、取締りの面、こういう面があるのです。指導、監督、取締りはやつてゐるけれども、助成策は考へていないでしよう。たとえば銀行なんかの内容が少しどうかなくなつてきているというような場合においても、助成策は具体的に示してない。これは取締り、監督の面を通じて行なつていふと思ふのですが、この取締り、監督なんかの前に、たとえば歳入代理店であるとか、あるいは日銀との当座貸し越しの問題だとか、こういう道を開いて、具体的に金利も下げさせてやると、それからまた信用もつけさせてや

業の成り立つやうにしてやる、こういうような政策が出てこなければならぬと思ふ。たとえば現在の相互銀行で割り引いたところの手形というものは、今度それを市銀が持つていつても、日銀は再々割も認めない。このために、普通の市銀における再割というものは相互銀行の場合には行われない。こういうような、普通の市銀には再々割も認めておいて、相互銀行にはこれを認めない、こういう制度上の現在のものが、たとえば準備率においても三〇%もかかる、再々割も許さない、歳入代理店も認めない、こういうようなことにしておいて、これで全金融機関の目銀であるということにはならぬと思ふ。この点は、単に指導監督というところだけでなしに、もっと積極的に助成策というものが入つてこなければならぬと思ふ。その助成策というものは、全金融機関を對象として道を開くべきだと思ふのです。その点いかがでしょうか。

○東條政府委員 助成という言葉の使ひ方の問題もあると思ひますが、やはり大衆の預金を預かりまたその健全な運用に當つて参るのは、十分信用の高い金融機関でありますので、その信用度にふさわしいような健全な経営をしてもらう、さういふような方向に誤まりなきを期してもらふということが金融機関に對する助長と申しますか、あるいは監督と申しますか、さういふ行き方が本来の行き方であると思ひます。日本銀行の取引の相手方、あるいは国庫資金の預け先というやうなものは、やはりいろいろほかの観点も加味して考へなければならぬと思ひますので、具体的な問題といたしますと、

個々の金融機関のあり方なり、その地位に應じた取扱ひがいたされることはやむを得ざるであらう、かように存じております。

○横銀委員 今のその考へ方が、各金融機関を平等に扱つていない、こういうことに言へると思ふのです。日銀と市銀とがあつて、その市銀を通じて相互銀行、信用金庫、というものはまた存在する、いわゆる次級機関のような格好にしているわけです。このために預金コストが高い、信用度が落ちる、そのために今度歳入の取扱ひもさえない、さういふような取扱ひになつていふと思ふのです。この点もう少し従来の考へ方を改めてほしい。これはせっかく連合会もあるのですから、さういふものを通じてでもやるか、あるいは、たとえば信用金庫とか相互銀行で、預金量が地銀に劣らない程度まで多くなつてきているものもあるが、さういふものに対しては、やはりこの道を開くべきである。何らかの助成策について、もう少し御考慮をいただきたいと思ひます。単に今までの態度のことが御答弁の内容のようですけれども、今までの態度ならば、何も金融制度の改革ということも出す必要はないのでありまして、これは、日銀の政策そのものを全般的に改めようということに今日来ておるのだからして、この際には、さういふ一連の金融機関の問題について考へていただきたい。なぜ日本の金利に對する問題が解決つかぬか、これは、単に低金利政策を現実の段階で実施をされたならば、各銀行はみんなお客を選んではしまふ。さうして、その選ばれないところのお客というものは、今度は特別の高金利の方に行かなければならぬという格好になつてくると私は思ふ。従つて、市銀と日銀との関係、全金融機関と日銀との関係について、これは今の御答弁であるいは私の望むものを得られないと思ふんですが、今度の改革に當つて、ぜひこれは一つ考へていただきたい。これは要望として申し上げておきまして、なおこの問題については、今日時間もたつておりますし、後日またやらせていただきますと思ひます。

○春日委員長代理 この際石村君から質疑の通告があります。これを許します。石村英雄君。

○石村委員 ただ一点だけ為替局長にお尋ねいたします。特定物資の關係については、明日また通産省の方に來ていただいてお尋ねしたいと思ふのですが、一つお尋ねいたしますことは、為替の割当ですが、この割当書または内示書ですね、これは大蔵省とも關係していることですが、これは譲渡できるかどうかという法律的問題を一点だけ御返答願ひたいと思ひます。

○石田政府委員 外国為替手算の問題につきましても、御承知の通りに、貨物關係のことは通産省の方で所管いたしております。それから貿易外關係の方は大蔵省で所管いたしております。全体の取りまとめは大蔵省がやります。全体の総額は幾らということにつきましては、通産省の方におきましてやることでございますので、今のお尋ねの点は、一つ通産省の方へお尋ね願ひたいと思ひます。

○石村委員 具体的なことでなしに、法律的にさういふ譲渡が許されておるかどうかということ、為替局長とし

て御存じじゃないかと思うのですが、法律には何ら規定はないのですか。

○石田政府委員 外国為替の割当、これを割り当てられたものを譲渡できるとか譲渡できないとかいうような規定はないと私は思います。

○石村委員 そうすると、法律的には規定はないそうですが、性質から考えると、これは譲渡できるものとは考えられないと思うのですが、大蔵省の所管でないからと言われればそれまでですが、解釈はどうなんですか。ある物資をその人に輸入させる権利を与えたわけですが——事実上権利になっておるのですが、それができる、できぬが法律ではきめてないにしても、性質から言えば、だれがそれを買ってもいいというようには、ちょっと常識的には考えられぬのですが、解釈上いかがですか。

○石田政府委員 法律の明文については、今申し上げましたようなことであります。ただ常識的なことに考えますれば、外貨の割当は、その特定の人に割り当てる、こういうことが筋だろうと思います。

○石村委員 わかりました。

○春日委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局